

## 国立市健全な財政運営に関する条例施行規則（案）の概要について

### 1 条例施行規則（案）の構成

規則名：国立市健全な財政運営に関する条例施行規則（案）

（趣 旨）

- ・国立市健全な財政運営に関する条例（案）の施行に関し必要な事項を定める。

（定 義）

- ・規則（案）で使用する用語は、条例（案）で使用する用語の例による。

（補助金等の見直し）

- ・条例（案）第9条から第11条までの規定による定期的な見直しは、原則として4年ごとに行う。また、見直しに当たっては、見直しの指針となるべき基準を定める。

（財務書類の報告）

- ・条例（案）第15条の規定による議会への報告は、財務書類の作成後、速やかに行う。

（公表の方法）

- ・条例（案）第15条、第16条、第19条及び第20条の規定による公表は、次に掲げる方法のうち、1以上の適切な方法により行う。

（1） 掲示場への掲示

（2） 市の広報への掲載

（3） 市のホームページへの掲載

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

- ・条例（案）第16条の規定による財政状況の公表は、毎年7月及び12月に行う。また、12月に財政状況を公表する場合の公表事項は、4月1日から9月30日までの期間における事項とする。

- ・条例(案)第19条の規定による財政収支見通しの公表は、前年度の決算状況及び社会経済状況の動向等を踏まえた当該年度から向こう8年度の見通しを対象とし、国立市総合基本計画に関する規則第6条の規定により策定した実施計画と併せて公表する。

(財政運営判断指標)

- ・条例(案)第20条の財政運営判断指標は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定目的基金を含めた実質単年度収支
- (2) 経常収支比率
- (3) 義務的経費比率
- (4) 人口1人当たりの基金現在高
- (5) 人口1人当たりの地方債現在高
- (6) 債務償還可能年数

- ・財政運営判断指標は、次の各号に定める式により算出する。

- (1) 特定目的基金を含めた実質単年度収支  $\text{普通会計の単年度収支} + \text{繰上償還額} + \text{基金積立額} - \text{基金取崩額}$
- (2) 経常収支比率  $\text{経常経費充当一般財源の額} / \text{経常一般財源} \times 100$  (分母に臨時財政対策債を含まない)
- (3) 義務的経費比率  $(\text{普通会計の義務的経費}(\text{人件費} + \text{扶助費} + \text{公債費}) \text{充当一般財源等} + \text{東京都市町村総合交付金充当額}) / \text{標準財政規模} \times 100$
- (4) 人口1人当たりの基金現在高  $\text{普通会計の当該年度末の基金現在高} / \text{当該年度1月1日の人口}$
- (5) 人口1人当たりの地方債現在高  $\text{普通会計の当該年度末の地方債残高} / \text{当該年度1月1日の人口}$
- (6) 債務償還可能年数  $\text{普通会計の地方債残高} / ((\text{経常一般財源} + \text{臨時財政対策債借入額}) - (\text{経常経費充当一般財源} - \text{公債費元利償還分}))$

(財政運営判断指標の報告)

- ・条例(案)第20条の規定による議会への報告は、地方自治法第233条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類に財政運営判断指標を掲載することにより行うものとする。

(委 任)

- ・この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。